別紙１　現地見学会申込書

「夢京橋あかり館」の宿泊施設化に係る「サウンディング型市場調査」

現地見学会申込書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 法人名 |  | | | |
| 所在地 |  | | | |
| 担当者 | 氏名 |  | | |
| 所属企業・部署名 |  | | |
| E-mail |  | | |
| Tel |  | | |
| ２ | 現地見学会の希望日時をチェックしてください。（２か所以上チェックしてください。） | | | | |
| ８月2日（水） | □１０時～１１時 | □１３時～１４時 | □15時～１６時 | □何時でもよい |
| ８月3日（木） | □１０時～１１時 | □１３時～１４時 | □15時～１６時 | □何時でもよい |
| ８月4日（金） | □１０時～１１時 | □１３時～１４時 | □15時～１６時 | □何時でもよい |
| ３ | 現地見学会  参加予定者（最大2名） | 所属法人名 | 部署・役職・氏名 | | |
|  |  | | |
|  |  | | |

* 複数の法人が合同で申し込む場合は、**すべての法人名を記入したうえで、連絡先は代表連絡先を記入**してください。（１組に対し、連絡先は１つとしてください。）
* 現地見学日は、申込書受領後、調整の上、実施日時および場所をEメールにてお知らせします。
* 日程が合わない場合は相談に応じます。

（都合によりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。）

* 現地見学会は、開館中の施設で行います。利用者へ影響を考慮のうえ、出席する人数は１グループにつき2名までとしてください。

別紙２　エントリーシート

「夢京橋あかり館」の宿泊施設化に係る「サウンディング型市場調査」

エントリーシート

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 法人名 |  | | | |
| 所在地 |  | | | |
| サウンディング担当者 | 氏名 |  | | |
| 所属企業・部署名 |  | | |
| E-mail |  | | |
| Tel |  | | |
| ２ | サウンディングの希望日時をチェックしてください。（２か所以上チェックしてください。） | | | | |
| ８月29日（火） | □１０時～１１時 | □１３時～１４時 | □15時～１６時 | □何時でもよい |
| ８月３０日（水） | □１０時～１１時 | □１３時～１４時 | □15時～１６時 | □何時でもよい |
| 9月1日（金） | □１０時～１１時 | □１３時～１４時 | □15時～１６時 | □何時でもよい |
| ３ | サウンディング参加予定者（最大4名） | 所属法人名 | 部署・役職・氏名 | | |
|  |  | | |
|  |  | | |
|  |  | | |
|  |  | | |

* 複数の法人が合同で申し込む場合は、**すべての法人名を記入したうえで、連絡先は代表連絡先を記入**してください。（１組に対し、連絡先は１つとしてください。）
* サウンディング実施日は、エントリーシート受領後、調整の上、実施日時および場所をEメールにてお知らせします。（都合によりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。）
* サウンディングに出席する人数は１グループにつき４名までとしてください

別紙３

　年　　月　　日

彦根市長　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(申請者)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地　〒

事業者名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　（複数の法人による申し込みの場合）

所在地　〒

事業者名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

所在地　〒

事業者名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

彦根市「夢京橋あかり館」の宿泊施設化に係る「サウンディング型市場調査」

参加申込みに関する申立書

(誓約書兼同意書)

彦根市「夢京橋あかり館」の宿泊施設化に係る「サウンディング型市場調査」参加申込みに当たり、「夢京橋あかり館」の宿泊施設化に係る「サウンディング型市場調査」実施要領を遵守するとともに、下記の全ての条件を満たすことを誓約します。

また、貴職が、必要に応じて、関係機関および関係団体等に対し、下記項目に係る該当・非該当を確認または照会をすることについて、異議なく同意します。

記

1　サウンディング申込時点において、経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき民事再生手続開始の申立てをしたとき等)でないこと。

2　事業者またはその代表者が次に掲げる項目に該当しないこと。

　（1）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある事業者

　（2）　暴力団、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者および暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、もしくは出資または融資を行う等、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している事業者

　（3）　暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)および暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている事業者

　（4）　政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体)

　（5）　宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)